

児童・生徒を対象とした



スマホ・ケータイ人権教室



を実施しています！

大津地方法務局及び滋賀県人権擁護委員連合会は、子どもの人権を守る活動の一環として、携帯電話会社等と連携した「スマホ・ケータイ人権教室」を滋賀県内の各小中学校で実施しています。

スマートフォン・携帯電話やインターネットの正しい利用方法と危険性について専門家（携帯会社等）から詳しく最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめ発生の防止やいじめを受けた場合の人権相談窓口を周知する内容となっています。

学校での人権学習にぜひ御利用ください。

*実施対象

滋賀県内に所在する中学校及び小学校高学年の児童・生徒

※講師はNTTドコモと滋賀県人権擁護委員連合会からそれぞれ派遣されます。

※講師に対する旅費および謝礼は不要です。

*教室の内容（約50分）

① スマホ・ケータイ安全教室（株式会社NTTドコモ）

スマートフォン・携帯電話の利用に関連した危険やトラブルを未然に防ぐための知識や心構えを学ぶ（40分）

② 人権教室（滋賀県人権擁護委員連合会）

インターネットを通じたいじめを防止するための啓発、いじめにあった場合やネットトラブルに巻き込まれた場合の人権相談窓口の周知広報を行う（10分）

※小学校の場合は、45分授業（「スマホ・ケータイ安全教室」35分、「人権教室」10分）での実施となります。

*利用方法

① 実施希望日の原則2か月前までに「[スマホ・ケータイ人権教室実施申込書（様式1）](#)」に御記入の上、大津地方法務局人権擁護課までFAXにて提出してください。

※NTTドコモに直接申込みをすることはできません。

※期限までに申込みができなかった場合は、別途お問い合わせ願います。

※日程等の事情により御希望に添えない場合もあります。あらかじめ御了承ください。

② 申込書受領後，法務局及びNTTドコモ間で日程調整を行い，実施の可否を法務局から各学校へ連絡いたします。万が一，申込日から1週間を経過しても連絡がない場合は，恐れ入りますが下記までお電話にてお問い合わせください。

③ 実施後2週間以内に「[スマホ・ケータイ人権教室受講報告書（様式2）](#)」を大津地方法務局人権擁護課までFAXにて提出願います。

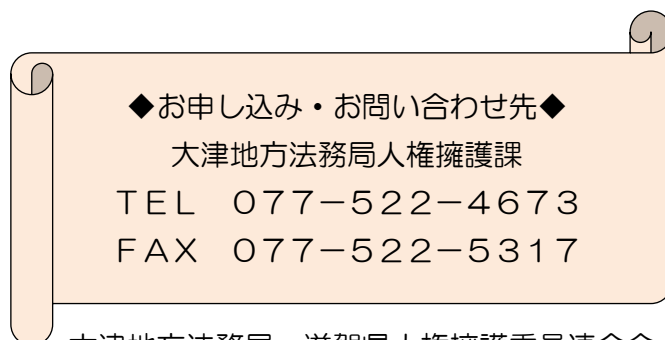
※今後の参考とさせていただきますので，期限内での提出につき御協力いただきますようお願いいたします。

*実施期間

平成31年度末（2020年3月31日）までの期間で実施しております。



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君



◆お申し込み・お問い合わせ先◆
大津地方法務局人権擁護課
TEL 077-522-4673
FAX 077-522-5317

大津地方法務局・滋賀県人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター
人KEN あゆみちゃん

★様式等のダウンロードはこちら

[「スマホ・ケータイ人権教室 実施申込書（様式1）」](#)

[「スマホ・ケータイ人権教室 受講報告書（様式2）」](#)